

【フラット35】中古住宅に関する確認書

(第一面)

(金融機関名)

株式会社 ファミリーライフサービス

御中

申込人 (自署) (氏名)

連帯債務者または連帯保証人 (自署) (氏名)

物件所在地 (地名地番)

私 (連帯債務者および連帯保証人を含みます。)は、【フラット35】の借入申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。なお、この申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。

【表1】の分類1から分類5までのいずれかに該当する住宅 (対象住宅) であることを確認してください。また、【表2】の技術基準等のうち、対象住宅に対応するものを確認してください。

(ご注意事項)

- 【表1】のどの分類にも該当しない場合または【表2】の番号1が不適合の場合は、融資のご利用に当たって適合証明書が必要です。
(「中古マンションらくらくフラット35(※1)」に該当するマンションは本確認書ではなく、「適合証明省略に関する申出書」を金融機関にご提出ください。)
【表1】の分類1から3までのいずれかに該当する場合で、【フラット35】中古プラスを適用するときは、「【フラット35】中古プラスに関する確認書」(※)が必要です。
【表1】の分類4に該当する場合で、【フラット35】S、【フラット35】維持保全型または【フラット35】中古プラスを適用するときは、第二面を併せてご提出ください。(分類4に該当する場合は、第二面を併せてご提出ください。)
【表1】の分類5に該当する場合で、【フラット35】中古プラスを適用するときは、適合証明書が必要です。
【表2】の番号2から6までのいずれかにおいて不適合がある場合には、融資の対象となりません。
※「【フラット35】中古プラスに関する確認書」は、「フラット35」サイト (www.flat35.com) からダウンロードできます。

【表1】適合証明手続き省略の対象住宅 (確認内容の詳細は記載要領をご参照ください。)

Table with 5 columns: 分類, 内容確認欄 (いづれかにチェック), 確認内容 (該当する分類の全ての確認内容を確認できること), 確認書類等 (*), 金融機関記入欄. Rows include 1. 築年数10年以内, 2. 安心R住宅, 3. 長期優良住宅, 4. 団体登録住宅, 5. 管理計画認定マンション.

(*) 確認した書類の写しも併せて金融機関へご提出ください。

【表2】技術基準等の適合確認表 (確認内容の詳細は記載要領をご参照ください。)

Table with 6 columns: 番号, 技術基準等, 対象住宅 (表1参照), 内容確認欄 (いづれかにチェック), 確認内容 (表1の分類に応じた全ての技術基準等に適合すること (番号7を除く。)), 確認書類等 (複数あるものはいずれかで可), 金融機関記入欄. Rows include 1. 増築・改築の有無, 2. 住宅の床面積, 3. 併用住宅の床面積, 4. 戸建形式等, 5. 接道, 6. 規格, 7. 【フラット35】S, 【フラット35】維持保全型, 【フラット35】中古プラス.

- ※1 「中古マンションらくらくフラット35」とは、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構があらかじめ確認した中古マンションで、「適合証明省略に関する申出書」を取扱金融機関に提出することにより、適合証明手続きを省略できます。対象となる中古マンションの検索および「適合証明省略に関する申出書」の印刷方法については、フラット35サイト (www.flat35.com) をご確認ください。
※2 新築時の【フラット35】の融資が【フラット35】(保証型)であった場合、この確認書を利用して借入申込みができる金融機関は売主が新築時に【フラット35】(保証型)を利用した金融機関に限られます。また、融資の条件の確認に当たって、当該金融機関が売主が受けた融資に係る情報 (融資物件に関するものに限ります。) を利用することについて、売主の同意を得てください。
※3 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅 (詳しくは記載要領を参照) のことをいいます。
※4 基準適合点検シートを用いて技術基準等を確認できるのは団体登録住宅の場合に限ります。

(金融機関記入欄)

Table with 5 columns: 表1のチェック箇所, 表2のチェック箇所, 【フラット35】Sの適用, 【フラット35】維持保全型の適用, 【フラット35】中古プラスの適用, 検査機関コード. Rows include 分類1, 分類2, 分類3, 分類4, 分類5.